

# 「下請適正取引の推進に向けた 自主行動計画」



2019年11月20日 策定

2021年 9月21日 改定

2022年 9月20日 改定

2023年 9月20日 改定

製紙産業は、商業印刷や新聞、出版等のグラフィック用途、段ボールや紙器、紙袋等の包装・加工用途、ティッシュ、トイレ紙等の衛生用途と、幅広い需要分野に応じて多種多様な製品を製造しており、産業活動や日常生活において不可欠な素材を供給している。日本製紙連合会の会員企業は、それぞれ多数の企業と取引関係を有しており、製紙産業の維持・発展のためには、中小企業を含む取引先と適切な取引関係を確立し、双方が協力してサプライチェーン全体の取引条件を改善していくことが不可欠である。このため、日本製紙連合会の会員企業は、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法という。)及び下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(以下、振興基準という。)等を踏まえて、これまで適正な取引に取り組んできた。

経済産業省は、2016年9月に政策パッケージとして「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表した。その中では、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押し付けることがないよう徹底するため、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善が重点課題として挙げられている。2020年6月には、新たに知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止が上記政策パッケージの重点課題に追加された。2021年12月には、政府全体の取り組みとして「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が決定され、その具体化として、2022年2月に経済産業省が、価格交渉のより一層の促進、パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、約束手形の2026年までの利用廃止等を内容とする「取引適正化に向けた5つの取組」を公表している。これらの政策実現に向け、業種横断的なルールの明確化・厳格化が同省において進められており、振興基準が2022年7月に改正されている。業種別下請ガイドラインの改定も進められ、製紙業界に関しても、「紙・紙加工産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(以下、ガイドラインという。)が同年9月に改定された。

日本製紙連合会は、振興基準及びガイドラインを踏まえ、下請事業者との取引について、以下の通り自主行動計画を策定し、会員企業による適正取引の推進に取り組む。自主行動計画の遵守状況については、定期的なフォローアップにより、確実な実行を担保する。特に、合理的な価格決定の推進、利益提供要請、働き方改革、知的財産の保護に係る改定に当たっては、下請Gメンヒアリング結果に基づく中小企業庁からの指摘を踏まえて対応する。

## I. 適正取引の推進

### (1) 発注時の書面交付

会員企業は、下請法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項を記載した書面を交付しない場合は、下請法第3条違反となることを認識し、発注時の書面交付を行う。下請法適用対象以外の取引であっても、取引条件の明確化のため、書面等の交付に努める。

### (2) 合理的な価格決定の推進

会員企業は、価格決定方法の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを踏まえ、以下の点に取り組む。

- ① 価格決定に際しては、品質、数量、原材料及びエネルギーコスト、労務費、納期の長短等について取引先と十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ② 政府の実施する価格交渉促進月間の趣旨に鑑み、取引先から価格交渉を求められた場合には、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格協議に遅滞なく応じ、当該製品のサプライチェーンを構成する他の企業にも働きかけつつ、十分な協議を実施する。また、取引先からの要請の有無にかかわらず、会員企業側から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けるよう努める。
- ③ 会員企業と取引先が協力して現場の生産性改善等に取り組む場合、コスト削減に係る双方の寄与度に応じて価格を決定することとし、受注者側の努力によるコスト削減効果を一方的に価格に反映することのないよう、十分な協議をした上で価格を決定する。
- ④ 見積時に比べ発注時のロット数が減少したにもかかわらず、見積時の予定単価を一方的に要請することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったとき」に該当するおそれがあることを認識し、実際の発注時の単価について、十分な協議を実施する。

- ⑤一括納入を前提とした単価を、多頻度小口配送の場合の単価として一方的に決定することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったとき」に該当するおそれがあることを認識し、配送条件が変更された場合の単価について、十分な協議を実施する。

### (3)コスト負担の適正化

会員企業は、コスト負担の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを認識し、以下の点に取り組む。

- ①契約成立後の発注キャンセルについて、会員企業は、取引先が既に仕掛したコストの負担がある場合を勘案し、コスト負担を事前に明確にする等、ルール化に努める。。
- ②受発注に関する専用のシステムや専用帳票等の使用を求める場合は、取引先の対応コストに配慮し、使用に関し合意を得る。。

### (4)利益提供要請の際の十分な配慮

金銭、役務その他の経済上の利益を提供させて取引先の利益を不当に害することがないよう徹底する。下請法及び下請中小企業振興法の対象外の取引も含め、利益の提供を要請する場合は、あらかじめ使途、算出根拠、提供の条件等を明確にし、取引先の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。

### (5)「働き方改革」への対応

会員企業は、自らの取引が起因となり取引先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、十分に配慮する。下請法及び下請中小企業振興法の対象外の取引も含め、取引先の生産に必要なリードタイムを十分に考慮する。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合は、適正なコストを負担するよう努める。

## (6) 支払条件の改善

日本製紙連合会は、約束手形の利用廃止に向け、理事会において、会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業における支払の現金払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促す。

また、会員企業は、取引先の資金繰りに関心を持つよう努め、以下の点に取り組む。

- ①代金支払は発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行う。
- ②下請代金の支払はできる限り現金によるが、手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）により支払う場合は、その現金化にかかる割引料等のコスト負担について、取引先の負担とすることがないよう、割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。当該協議を行う際は、会員企業と取引先の双方が具体的に検討できるよう、割引料等のコストと下請代金を分けて明示する。下請代金の手形等のサイトは、60日以内を目標として改善に努める。
- ③約束手形の2026年の利用廃止に向けて取り組む。支払側としてだけでなく受取側としても、できる限り現金払いに切り替えることを前提としつつ、電子的決済手段等、手形の代替手段が取れるよう検討を行う。約束手形の利用廃止に向けて取り組む過程で、取引先に対して一方的なコストダウンの要求等を行わない。
- ④支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取り組みを進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や下請法対象外取引においても支払いはできる限り現金によるものとする。手形等を用いる場合は、そのサイトについて60日以内とするよう努めるとともに、できる限り約束手形の利用を減らすよう努める。
- ⑤建物や大型機械の取引は、金額が大きく、かつ、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたるため、前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努める。



## (7) サプライチェーンの維持に向けた取り組み

会員企業は、サプライチェーン全体の機能維持のため、以下の点に取り組む。

- ①取引先の廃業等によりサプライチェーンの維持が困難になる恐れがあることを踏まえ、事業継承の意向や状況の把握に努め、取引先と対話した上で、事業継承が円滑に遂行されるよう、経営改善支援、後継者育成、引継先のマッチング支援等に努める。
- ②天災等の緊急事態によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して、事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。また、天災等が発生した場合は、取引先に一方的な負担を押し付けることがないように留意するとともに、被災事業者との取引関係継続や優先発注に配慮する。
- ③持続可能な物流の実現に向け、荷主として責任ある主体的な取り組みの必要性を認識し、適正な運賃水準となるよう配慮する。

## (8) フリーランスとの取引

会員企業は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(注)を踏まえた適切な取引を行う。

(注)「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)」(2021年3月26日)

## (9) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

会員企業は、取引先が取引条件について不満や問題を抱えていないか自ら聞き取るなど、取引先が申出をしやすい環境の整備に努め、年に1回の価格交渉等の協議の申出があった場合には、これに応じる。

## (10) 知的財産の保護

会員企業は、取引の目的に照らし合理的な範囲内で、取引先の知的財産を取り扱う。知的財産取引の適正化のため、「知的財産取引に関するガイドライン」(注)に基づき、取引を実施する。その際、取引条件の明確化のため、同ガイドラインで示している「契約書ひな形」を活用する。

(注)「知的財産取引の適正化について(2021年3月31日付け20210319中庁第6号)」

## II. パートナーシップ構築宣言の促進

日本製紙連合会は、理事会において会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進する。

(注)2023年9月1日現在、会員企業数31社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数18社(58.1%)。会員企業のうち資本金3億円を超える企業数は17社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数は14社(82.4%)。

## III. 自主行動計画のフォローアップ

日本製紙連合会は、会員企業による自主行動計画の実施状況について、定期的にフォローアップすることにより把握する。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、会員企業の取引慣行の改善を進める。

下請Gメンヒアリング結果に基づく中小企業庁からの指摘により、自主行動計画の徹底が必要とされた事項については、具体的な対応方針として別添の「徹底プラン」を策定し、調査委員会傘下のワーキンググループにおいてフォローアップする。